

## 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（略称：グリーン購入法）

（平成 12 年法律第 100 号）（令和 3 年法律第 36 号による改正）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC1000000100>

e-Gov（施行令）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC1000000100>（令和 3 年法律第 36 号による改正）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p103。

通称「グリーン購入法」と呼ばれるこの法律は、行政機関等に環境配慮製品の優先的購入を義務づけるもので、「事業者」から始まるのは第 5 条のみで、**物品の製造業者やサービス提供者**に環境情報を提供する努力義務（第 12 条）、自己認証や自己宣言マークを行う場合にも科学的知見や国際的取決め留意する努力義務を課しています。

この法律の第 6 条に基づき、国は、「環境」物品に該当するかの「判断の基準」を定めます。この中には、情報用紙、印刷用紙、さらに印刷役務もあり、参考になります。印刷役務については、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を公開しています（<https://www.env.go.jp/content/000183461.pdf>）。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	目的
第 5 条	（事業者及び国民の責務） <b>事業者</b> 及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。	責務規定
第 6 条第 1 項	（環境物品等の調達の基本方針） 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。	義務（国）
第 6 条第 2 項	基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向 二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項 三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項	その他
第 12 条	（環境物品等に関する情報の提供） <b>物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者</b> は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。	努力義務
第 13 条	他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の	努力義務

<p>認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る<b>環境への負荷</b>についての情報を表示すること等により<b>環境物品等に関する情報の提供を行う者</b>は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。</p>
---